

令和元年大阪狭山市の魅力発信及び  
発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

令和元年（2019年）12月12日

大阪狭山市議会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【12月12日】

開会（午後 2 時49分） .....	1
これまでの経過と今後の見通しについて.....	1
その他.....	23
閉会（午後 4 時15分） .....	23

## 本委員会に付託された案件

1. これまでの経過と今後の見通しについて
2. その他

大阪狭山市議会  
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

令和元年12月12日  
(2019年)  
午後2時49分開議  
委員会室

1 出席委員は、次のとおりです。(15名)

委員長	上谷元忠	副委員長	北好雄
	井上健太郎		☞ 岡由利子
	北村栄司		久山佳世子
	鳥山健		中野学
	西野滋胤		端雅
	花田全史		深江容子
	松井康祐		松尾巧
	山本尚生		

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長	古川照人		
副市長	田中齊		
副市長	堀井善久		
教育長	竹谷好弘		
政策推進部長	田中孝	総務部長	三井雅裕
健康福祉部長	水口薫	都市整備部長	楠弘和
教育部長	山崎正弘	上下水道部長	能勢温

総務部法務・契約グループ課長 塚本浩二  
総務部財政グループ課長 高井悟

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局長 伊東俊明 議会事務局次長 山本一幸

午後2時49分 開会

#### 上谷元忠委員長

それでは、皆さん、午前・午後の会議とお疲れのところご出席いただきありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願いを申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のままです。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず委員長と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後、発言されるようよろしくお願いいたします。

それでは、委員会に入らせていただきます。

本日の本会議におきまして、ため池等太陽光発電事業に関連する議案が追加上程されました。

また、今定例月議会の初日には、第5期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報告がされ、本特別委員会として取り組んできた事案について一定の進捗があったと受けとめております。

そこで、本日の特別委員会では、これら一定の進捗について審議を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日の審議に当たりましては、本特別委員会を設置した目的に鑑み、追加上程された議案の内容に踏み込まざるを得ないかとは思われますが、ご容赦いただきたいと思います。

また、審議に当たりまして、古川市長におか

れましては、メルシー for SAYAMA株式会社の代表取締役としても本特別委員会に臨んでいただきたいと思います。

そこで、各委員にお諮りいたします。本特別委員会の審議において、古川市長におかれましては、市長の立場、それから、メルシー for SAYAMA株式会社の代表取締役の立場の双方について発言を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、古川市長にもお尋ねします。

市長の立場、メルシー for SAYAMA株式会社の代表取締役の立場、これら双方について発言を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 古川照人市長

承知いたしました。

#### 上谷元忠委員長

それでは、委員の皆様におかれましては、古川市長に答弁等を求める場合におかれましては、どちらの立場で答弁等を求めるかを明確にされるようお願いいたします。

それでは、これまでの経過と今後の見通しについて、総務部長から説明をお願いしたいと思います。

#### 三井雅裕総務部長

前回の大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業及びグリーン水素事業に関する主な経過、8月22日以降の状況をご説明させていただきます。

お手元にA4の横の表をお配りさせていただいているかと思っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

縦軸に日程を書いております、その横に、右側に大阪狭山市地元協議ということで書かせていただいております。

まず、市に関してですけれども、9月12日、住民訴訟の進行協議がありました。10月16日と、あと、10月23日は住民監査請求の監査委員への時点報告ということで、その次に控えております10月25日に緊急議会を開いていただきましたそのときの管理会に関する条例の一部改正と財産管理委員の選任のご同意をいただいたという報告をさせていただいております。

ちょっと飛びまして、11月21日ですけれども、正常化委員会の契約の見直し等を行いまして、11月22日に住民訴訟の口頭弁論記述を迎えております。11月25日に監査委員へのまた時点報告ということで、今回の件の一部の部分をご報告させていただいております。

その右側ですけれども、地元協議ですけれども、それぞれため池太陽光に係る契約の相手方であります池尻と東野及び堺市につきましては、菅生、平尾の地区のほうにそれぞれご説明にござらんとおり行かせていただいております。

その説明の中では、これ以外に、この前段でも何回かもう足を運んで行かせていただいているんですけれども、その以降ということで書かせていただいております、話がずっと続いているんですけれども、今後の契約の説明と、あと、池之原につきましては、財産区の管理委員会の設立の関係及び東野につきましても、これまで協議会でしたので、管理会の設立のご説明をさせていただきました。

岩室財産区につきまして、10月1日に池之原と岩室両地区で設立に関する合意を得られましたので、さきの議会のほうでご提案させていただいた次第でございます。11月20日に東野財産区の第1回目の管理会を開かせていただきました。契約の見直しと目的外使用の同意をいただきました。

同じく岩室財産区におきましても、第1回目の管理会を開かせていただきまして、同じよう

に目的外使用の関係と契約の見直し及び今回のメルシーとの和解の関係、当初予算の同意をいただいております。11月26日ですけれども、池尻財産区の管理会、これについては、別件で1回目やっているんですけれども、その2回目ということで、(2)ということで書かせていただいておりますけれども、契約の見直し、目的外使用の同意をいただいております。11月28日に堺市のほうにお伺いしまして、契約の見直しの説明をさせていただいております。

以降につきましては、本日ご提案させていただきましたご同意をいただきましたら、来年1月から行政財産使用許可ということで、メルシーから共立に変わった形で、これまで正常化をするべきその方向性について、正式な契約の手続に入らせていただきたいというふうに考えております。その後、議会でもちょっとご答弁させていただきましたけれども、メルシーの契約関係が全て整いましたら、会社法に基づきまして、清算・解散の手續のほうに移らせていただく予定でございます。

以上です。

#### **上谷元忠委員長**

ただいま説明していただきました。

質疑等ございましたら、お受けしたいと思います。

井上委員。

#### **井上健太郎委員**

この今いただいた経過表の中には、先ほど報告いただいた和解についての中でお示しいただいた解決金の支払い等々が含まっていない。ちょっとそれはどのようになるのでしょうか。

#### **上谷元忠委員長**

担当。

#### **三井雅裕総務部長**

すみません、確認なんですけれども、支払っているかどうかということですか。金額の内訳

ですか。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

金額の内訳もそうですし、いつ支払ったのかということがこの記述内になかったのかなと思ったので。お金の動きですから、ここに記載されてもしかるべきかなと思ったので、確認しました。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

先ほどの支払いの日の確認なんですけれども、先ほど配付させていただいております総務部資料の4ページ、先ほど私のほう説明させていただいた表の解決金の算定の欄で、表の中で状況という欄があると思うんですけれども、こちらのほうに支払いが確定して確認とれている日付を入れさせていただいている状況でございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

この表の中で言うと、11月20日なのかな、違うのか。11月20日に150万円が、平成28年12月から平成29年11月分の分が入っているということになるのかな。そういうことでいいのですかね。5月の支払い、6月の支払い、だからここに入らないんですよ。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

お見込みのとおりでございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

5月24日に支払い済みという話があったので、6月議会でこの件取り上げたと思うんです。特

別会計がいつからあるのかなのかという話もそのときに話したと思うんですけども、今回初めて当初予算が出てきたわけなんですけれども、これまでに支払いはもう既に11月まで含まれて済んでいる状況からの予算扱うことにちょっととまどいがあるんですけども、資料が欲しいので確認したいんですけども、11月20日に支払われたとされている150万円、それから、損害金もこの時点で払ってもらっていることになるのかな。違うかな。

ちょっとそのあたりの損害金の支払いも引くくめて、遅延損害金に当たる17万2,191円とかも含めた支払いの流れをもう一度整理したいので説明いただくのと、それに係る調停の通知書があったはずなので、そういったものの提出求めたいんですがいかがでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

写しをとりまして、お配りさせていただきたいと思います。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

写しはあした総務がありますし、予算決算委員会があります。必ずそれまでに提出ください。きょう終わってからでも構いません。提出ください。

その中で、実際、この遅延損害金が17万2,191円となって、これの支払い全部もう終わっているのですか。ちょっとそれ、確認いいですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

終わっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

終わっている。了解です。

あわせて、資料としてはもうきょういただいた総務部資料と今回のこの一覧しかありませんので確認していきたいんですが、和解について、岩室財産区は、メルシー for SAYAMA株式会社、以下相手方と言うが、平成28年8月1日以降、濁り池において実施している太陽光発電事業について、平成30年2月26日付の市長要求監査の結果及び意見を踏まえ、事務等の正常化に取り組んできた。

また、平成30年5月31日付で、大阪狭山市監査委員から地方自治法第242条第4項の規定に基づき必要な措置を講じるよう勧告を受けた。

岩室財産区は、平成30年6月26日付で相手方に対し、濁り池について速やかに不法占有状態の解消を図ることなど是正を求めた。相手方が解決金として金479万7,191円の支払い義務があり、任意で弁済することを認めたため、和解を締結する。

なお、解決金の算定は下表のとおりとありますが、全員協議会でちょっとお話ししましたが、確認します。

市長要求監査の結果、意見を踏まえたのは事実でしょう、平成30年2月26日付の。その意見と勧告等が、この平成30年5月31日付の必要な措置を講じるよう勧告を受けたということですか。同一のことでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**塚本浩二総務部法務・契約グループ課長**

市長要求監査と住民監査請求は違うものがございます。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

違うものなんですけれども、今読んで違うものと感じられますか。市長要求監査の結果及び意見を踏まえ、地元の正常化に取り組んできた。平成30年5月31日付で大阪狭山市監査委員から地方自治法の規定に基づき必要な措置を講じるよう勧告を受けた。どこにも住民監査請求という言葉入っていませんけれども、必要でありませんか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

一つの流れとしまして、市長要求監査が一番最初に出てきておりまして、我々もこれを受けて全庁的に横断的な組織をつくって取り組んできました。その経過の中で、住民監査請求があつて、住民訴訟があつたというところの流れでありましたので、我々にしてみたら、その一番最初の2月26日の監査結果で動いてきたという事実を書かせていただいたところでございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

誰も市長要求監査の結果、意見踏まえて正常化に取り組んできていなかったなんて言っていないんですよ。それは十分認めていますよ。正常化に取り組まれてこられましたけれども、その市長要求監査の折には、本来提出されるべき資料が提出されていなかった事実があつたことを覚えていますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

そのとき、平成29年11月に覚書を結んだものが出されていなかったということで、後でメルシーのほうから報告を受けております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

その監査の結果が変わるかもしれないような重大な内容の資料だったと私は認識しているんですが、担当の認識はいかがですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

今回、それらも踏まえまして、全ての正常化に向けてきちとした形で整理をしてきた状況でございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

私の質問に答えてください。どのような資料だったと認識されていますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

当時、内容的には増額というか、途中でメルシーの事業実施者経費の増額分の覚書だった記憶があります。それにつきましては、我々もその中で、メルシーの経理をきちっと見ていく中で、確かにその書類というのは重要な収入の部分なので重要な位置づけだったのかなと当時は思いました。

しかし、いろいろ整理をしていく中で、メルシーとして収入がない中でどういう形で事業を進めていこうかということと、もともとは、メルシー自身は市の事業を補完するということで設立してきた経緯等を踏まえまして、そこについては、我々もきちとした形で歳出について調査してまいりました。

最終的に、水素の開発事業等につきましては、メルシーのほうで契約はしていたんですけども、中身の詳細の確認をしたところ、相手方と

契約の解約をしたり、一部その事業の中についても精査をするよう指導した結果、対応してきているという状況でございますので、確かにその時点の書類を出していなかったというところだけを捉まえますと、そのようにご指摘を受けることについては、十分我々の指導が至っていなかったかなというところで反省はしておりますけれども、その後の中で、それについてもきちっと我々も追求していったところでございます。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

もちろん適正化、正常化に向けて活動、取り組んでいたわけですが、この平成30年5月31日付の監査委員からの措置の内容については、市長監査請求の結果と重なるところありますけれども、大きな違いがあったように記憶しています。そのあたりの認識はございますか。そこについての文言、ご記憶にありますか、どのような内容だったか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

主には、濁り池における太陽光発電設備についての内容だったかということで、ちょっと今、手元に文書あるんですけども、かなり大きなボリュームがありますので、全てお答え、時間上あれなんですけれども、その中で、やはり関係法令の確認を怠ったということと、誤った認識で地元の方にご迷惑をかけて進めてきたということが、我々も市民に迷惑かけたというのが一番大きかったのかなというように考えております。

ですので、代表質問でもご答弁させていただきましてけれども、地元のほうにはきちっと丁

寧にご説明させていただきまして、今回ご提案させていただくような状況になっているところでございます。ですので、当時としましては、我々の誤った認識というか、そういうところもありますので、そちらについては反省、十分しているところでございます。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

何か煮え切らん。市長監査請求が2月26日報告されましたね。だから、これ報告やね。濁り池にある岩室財産区においては、財産の管理組織がないため、本来、財産区財産取扱要綱に基づき財産区財産を設置し、経理を行うべきだったと思われると指摘されているようなことがありました。

そういったことあるので、大阪狭山市職員措置請求書というのが同年4月4日に提出されているわけですね。この4月4日付の住民監査請求を受けた勧告が、5月31日付で出されているのですよね。この5月31日付の請求によって、最後どのような言葉でこれ、まとめ、締めくくられていましたか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

最後、意見ということでお答えさせていただいていいんでしょうか、結論のほうですか。

監査の結果、本請求には理由があると認められるので、地方自治法第242条の4の規定に基づき、市長に対し次のとおり勧告するということが4点ありまして、1つは、市長は岩室財産区管理者として、メルシーに対して濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等について必要な措置を講じられたいということと、2点目が、市長は岩室財産区の管理者と

して、濁り池について適正な使用許可手続がなされるまで岩室財産区の損害が生じるため、速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として経理できるよう必要な措置を講じられたいと。上記1に対する措置の期限は平成30年12月末までとすると。地方自治法の第242条の第9項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられたときは速やかにその旨を通知されたいという4点でございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

きちんとお答えいただいてありがとうございます。

措置を講じるよう勧告をうけたこの勧告の内容において、平成30年12月末日までに是正なさいというふうに勧告を受けていますよね。その内容が書かれていなければ、その期日にできていない事実がこれではわからなくなってしまうませんか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

平成30年12月の段階で、それまでに行った経過という形で、監査委員には十分ではございませんけれども、ご報告はさせていただいております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

十分でないのでしょうか。違いますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

この4点の全て網羅できる状態ではなかったんですけども、それに取組んだ形で経過報告、一部分、その対応については全て書いて報

告させていただいております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

議会等では報告いただいておりますが、議案として報告されていないものじゃないのですか。その報告は要らないのかと、ここにきちんと書いておかないと、改選がありましたから、知らない議員さんおられるわけじゃないですか。この文章だけであると、市長要求監査があったことを受けて、5月31日付に措置を講じる勧告を受けて、それを踏まえて是正してきた結果、相手方が解決金を支払うことに同意し、弁済したため締結したというふうに読めてしまうんですが、住民監査請求のことに触れられていないこと、そのことについての勧告を受けたことについて、実際には是正に及ばなかったこと、そういったことを踏まえた中で、要は2年ほど経過してようやくこの解決できたということは要るのではないのですか。

その間の職員の正常化委員会等で取り組まれてきたことが、これでは薄っぺらくなってしまうませんか。議会での取り組みがここでは一切なかったことになったのかなと思って僕は非常に残念な思いをして読み上げたんですけれども、そのあたりのところはどうぞお考えでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

ご指摘の分も私もあれはできるんですけれども、今回この和解についてというところで行くならば、メルシーと岩室財産区の部分でありまして、ご指摘の部分の大きな経過につきましては、まだメルシーの解散等残っておりますので、それについては、一定、市のほうで全容をまとめた上で公表させていただく予定をしておりますので、この部分だけを、これは是正措置の経

過の一つ、通過点というところでまだ我々も考えておまして、要点の部分ということで書かせていただいております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

通過点であるのかもしれませんが、大きな通過点じゃないですか。しかも、これ、議会の議決求めるわけでしょう。これ、同意するわけでしょう。議会で取り組んだことが何ら評価されていないものであっていいのかということ、もうこれはあしたの総務でやったらいいのか、いや、答えてもらわなきゃいけないよね。

なぜ住民監査のこと、12月末日付までに期日があったこと、それがかなわなかったこと、きちんとここで説明されないのですか。ほんとに必要なのでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

ご指摘のように必要でないとか必要であるとかいう問題ではなくて、くどいんですけれども、もともとの市長要求監査において、このグリーン水素シティ事業全体が全てにおいて正常化を図るというところの一つのため池太陽光のあの発電モデル事業の部分が含まれておりました。その中で、特にため池太陽光についても3カ所でやっていたけれども、そのうちの濁り池だけというところであることから、我々それ以外にも全ての正常化を図っていく必要がありましたので、あえてこういう表現にはなっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

くどいようなんですけれども、この文言を加筆修正するお考えは全くないということですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

ちょっと私の一存ではあれなので、もう一度再考して、またご報告させていただきたいと思えます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

あす審議する内容ですから、内容の変更があればまた議会運営委員会開かなあかんし、本会議も開かなあかんのかな。

**上谷元忠委員長**

副市長。

**田中 斉副市長**

先ほど担当のほうから詳細についての説明をさせていただいたところでございます。担当も申し上げましたとおり、詳細の経過説明というのは、監査委員からの措置要求に対する答えに対してはそういう経過を踏まえていろんな状況を時系列に並べた形で報告して、最終的な報告をさせていただくというのが本来のことでございます。

これは、あくまでもメルシー for SAYAMAと岩室財産区に係ります契約という部分の、要は不法占有に対する和解ということでございますので、改めてこれは事業概要として掲載をさせていただいておりますので、その措置期間が2年間を要しているという部分は、ここでも3月26日付で相手先に対して不法占有の是正を求めたという時系列的なものがございますので、あえてその詳細経過というのは、監査委員からの措置要求に対してどういう経過を踏まえて答えを出したのかというところは、逆に監査委員のほうにご報告をさせていただく部分ではないのかなというふうに考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

あくまでもここに住民監査請求を受け、その措置をとることにはならないわけですね。ですよね、そういうことですか。

**上谷元忠委員長**

田中副市長。

**田中 斉副市長**

現在のところ、その方向には変わりございません。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

修正案を提案するかもしれませんが、そういったことも含めて言うておきます。この住民監査請求もあったことで監査委員さん、監査事務局はかなりのご負担をいただいているはずですよ。

さらに、そのことについて、結果、12月末日までにこの勧告を受けた措置が講じられなかった、必要なものができ切れなかったことから住民訴訟まで起こり、そして、訴訟費用は市の税金で負担しているわけですよ、弁護士費用。税金を投じることになっているわけですよ。そういった経過がわかるように、ここにきちんと明記しておく必要があることは指摘しておきたいと思えます。

この件はもう堂々めぐりになってしまいますし、意見が多分かみ合わないだけのことですから、無駄な時間を使いたくありませんので確認しますが、続けて、その中に、岩室財産区は平成30年6月29日付で相手方に対し、濁り池について速やかに不法占有状態の解消を図ることなどの是正を求めたとあります。主語、岩室財産区、これは正解ですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

濁り池に関する事なので、岩室財産区ということで表現しております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

表現はそうですが、この時点では、大阪狭山市市長ではないのですか。これは、財産区として請求されていますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

そのときの発出元を読ませていただきます。

岩室財産区管理者、大阪狭山市市長古川照人代理大阪狭山市副市長高林正啓となっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

今のを説明してもらおうと、この主語は合っているということですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

岩室財産区の管理者としてとなっておりますので、表現の主語は正しいと思います。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

わかりました。

もうこのページだけでちょこちょこいきますが、冒頭、平成28年8月1日以降、濁り池において実施している太陽光発電事業についての話があります。しかし、下に使用料相当額とか対象期間とか損害金算出期間等があるんですが、これは8月1日からの使用料は入っているので

すか。平成28年8月1日以降の太陽光発電事業についての監査請求の意見踏まえての話ですよ。8月1日以降はどこに入っていますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

実際その現場に入ったのは8月ということで、便宜上、その中身は売電益、既にご承知のとおり発電を開始した時期からということになっておりまして、8月から12月分を含めてスタート、設置する工事期間等もありますので、その分含めて12月ということで総称して書いております。ですので、8月1日から現場には入っているんですけども、実際、発電を開始した平成28年12月からというところで、その前段も含めてこの太陽光に関しましては一くくりとして考えております。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

じゃ、一くくりとして8月に置いた分から全部含まれて支払いが済んでいるということですね。それでよろしいですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

そのとおりでございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

そうすると、月額の金額は何ぼになりますか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

年150万円ですので、12万5,000円ということなんですけれども、実際、くどいんですけど

も、8月から12月分に関しては、その分は課金していないという状況でございます。それも含めてです。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

8月から12月までか、11月までか。

(「12月」の声あり)

8月から12月まで課金せずに対象期間は平成28年12月から平成29年11月分として11月20日に支払い済みというふうに読めばいいのですか、①の項。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

一番最初の①につきましてはそういう形で、12月と書いていますけれども、8月分を含んで平成29年11月分までということで試算しております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

8月分から含むけれども、課金はしていない。何かよくわからないけれども、とりあえず調停の通知書きちゃんと提出してください。よろしく願いいたします。このページについては、一応、一旦置きます。

**上谷元忠委員長**

北村委員。

**北村栄司委員**

ちょっと関連なんですけれども、議会としては、この和解についての議決を上げるということですので、だから、そこに提案された議案そのものが賛否を判断するに当たる議案であるかどうかというのが問われていると思うんですよ。

それで、今提出されています議案の内容、先ほどから井上委員のほうからもいろんな指摘と

どうか、思いが述べられておるんですけども、そういうことも含めた上で議会が判断する、議会というのは、今までの経過知っていますので、この文書でいいのかなという疑問も確かに出てくると思うんですよ。だから、ある程度やっぱり議会として、また、新しい議員もよくわかる内容にしていだければという思いはあるんです。

この和解の問題は濁り池の問題ですから、このことについては平成30年の5月31日付の監査結果に基づいて是正作業が今までやられてきたと。和解に至ったのが、ことしの平成、令和になっていますけれども、11月20日でしょう。だから、2年以上かかっているんですよ、言え。だから、そういう長きにわたって経過があるんだということが、どこかにやっぱり入ったほうがわかりやすいというか、議案として審議する上でというふうに若干思うんですよ。

ただ、提出された当局としては、この議案の出し方で問題がないと、法的にはという判断だと思ってしまうんですけども、ただ、審議するほうは、ちょっと今までの経過あるでしょうというのは、もう当然ある話なんです。だから、時系列的に詳しく書くということは一応しなくてもいいかわかりませんが、少しそういうことがわかるような文案にしといたほうが、これ、2年以上ですからね、まあ言え。だから、ほんとに長い間かかっていた中で和解に至りました、合意に至りましたというふうな内容が入れば、少しは審議をする上ではやりやすいかなと。

それだけ時間かけてようやく解決に至っているかなというふうに思いますので、私もそれ一つの意見として、ちょっともしそういうものが可能であれば、含めたほうがいいのではないかなというふうに思います。ちょっと意見としてそれは言っときます。今、あくまでも最終にいくまでは、一経過なんだよというのはわかります

けれどもということで、意見にしときますけれども。

**上谷元忠委員長**

花田委員。

**花田全史委員**

この説明のやつで、損害金の算定のところで、損害金の算出期間が、1番も2番も平成30年6月30日から始まっているんですが、対象期間は1カ月ちょっとずれているんですが、そこが一緒になっている理由、ちょっとわかれば教えてください。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

先ほど5月31日付で監査委員からその措置を講じるように受けまして、岩室財産区のほうから請求の行為を送致、向こうの相手、メルシー for SAYAMA株式会社に届いた時点からの損害金の算出期間ということで、その届いた時点が平成30年6月30日からになりますので、その時点からの遅延損害金の計算となっております。

以上です。

**上谷元忠委員長**

花田委員。

**花田全史委員**

わかりました。ありがとうございました。

**上谷元忠委員長**

松尾委員。

**松尾 巧委員**

和解の問題については、先ほど言われていたように、住民監査請求が起こって、期間としては平成30年12月末までには是正するよという勧告があったわけで、それはそのとおりにはいかなかったわけですね。だから住民訴訟が起こったわけで、だからその期日ではできなかったと。しかし、正常化に向けて努力した内容で

こういう解決に至ったというふうなことがあったほうが一番わかりやすいわけで、そういう点は一つ意見として言うときたい。

ちょっと全然これとは関係ないんですけども、市長は、きょうは市長だけでなくメルシーの社長としても答えてもらうというふうに言われていますんで、この議会に第5期のメルシー for SAYAMA株式会社の事業計画と予算書が提出されました。これ、一応簡単なものですから見てわかるわけですけども、これまでメルシーの決算について何回か修正をされました。市長のいわゆる監査請求あったときにも決算が修正されたわけです。それ以後、決算については何ら報告がされていないんです。もう2回目、3期目、4期目とか。そうすると、今、正常化していった契約とかいろんなものが整えば解散していく方向だというふうに言われているわけですけども、じゃ、メルシーの財政運用どうなっていたんだという決算がわかれへんわけですね。

だから、そこら辺をもうちょっと透明性を発揮してもらうということで、決算書なんかについての報告とか、あるいは資料の提出とかいうことはできるんじゃないかな。

**上谷元忠委員長**

取締役。

**古川照人市長**

今、松尾委員からご指摘ありましたように、以前から決算のあり方についていろいろご指摘をいただいてきております。鋭意会計士さんと相談しながら、その決算のあり方について協議を進めておまして、現在、修正に向けた手続を進めております。きちっと手続が済み次第、皆様方に過去の恐らく第1期までさかのぼることになるかと思いますが、のぼった上で修正した分をきちっとご説明させていただきたいと思っています。

**上谷元忠委員長**

松尾委員。

**松尾 巧委員**

いろいろ弁護士と相談されたり、税理士とも相談されて調整をしているということなので、それがわかり次第、1期から4期までについての決算、きちっと報告していただきたいということだけ述べておきたいと思います。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

1期まで遡及するという、社長にお願いしたいんですが、先ほどちょっと取り上げましたが、前受金の話がありました。借り入れでないのかという話で、売上ではないだろうと話があったんですが、これはもう和解が済んで是正されているということですから、その結論は出ていると思うんですが、最終的なそれはどちらという判断で、今、会計士さんと相談して1期の分と言われましたので、どのように判断されての今お答えになっているのでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

一旦借り入れという形になりますので、それについては返済するという事で手続のほうを進めていこうということとなっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

今、借り入れだという答えがありました。それは、私たちが、丸山議員もおられたときに、何度も繰り返しどう読んでも借り入れのはずだということは主張してまいりました。今この段階になってようやく認められているわけですが、これをもっと早い段階で認めてくださっていただければ、もっとこの監査の結果の是正

につけてもより早く進んでいたように思うんですが、そのあたりの判断の遅さについて、社長の見解をお伺いいたします。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

今、井上委員おっしゃるように、当時借り入れではないかというご指摘をいただいております。今となつては、そのとおりであったというふうに思っております。今、借り入れということでの手続をしておりますが、その当時からそのとおりの手続をしておれば、ここまでことも大きくならなかったということについては反省をしております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

反省の弁述べられましたので、これだけ時間かかってしまったこと、とても残念に思います。指摘してきたことをもう少し真摯に受けとめていただければなど。横におられる当局の職員からもそうでないのかという話がぼろぼろこぼれておりましたので、そのあたりほんとは耳を傾けていただければこんなことにならなかったのではないのか、あるいは先方さんにももう少し丁寧な、こういう事態になってからの和解じゃなくて、その時点できちんと話進めていただくべきことだったのではないかなということは指摘しておきたいと思います。

続けていいですか。

ことしの秋から事務所を移転されているように聞いておりますが、これは今回の5期の計画には特段乗ってこないのかな。ちょっとそのあたりがあれなんで、事務所移転に関して、あるいは移転後どのようなことをされているのか、そのあたりの確認させていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

今、井上委員からご指摘ございましたように、この秋から、これまで構えておりました事務所を閉鎖して、今現在、私の自宅を事務所として扱っております。今でも現在それぞれの事務作業といたしますか、仕事がございますので、あくまでも従業員の1名は在宅勤務という形で、事務所は私の自宅が事務所になっておりまして、電話もつながっておりますが、電話での問い合わせにつきましては、その従業員のほうに転送がかかるようになっております。

また、直接事務所に訪れる方がおられましたら、私に対応するという形になっております。

以上です。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

電話での問い合わせは、転送電話によって今の事務員さんが在宅勤務の形で受けられていくんですね。ということは、事務員さんの人件費は、今回は当初のとおり計上されたまま続いているということではよろしいですか。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

従業員1名の分の人件費は計上しておりますが、これまでの事務所の勤務の状態の費用とは、人件費は削減した状態で、在宅勤務の費用として計上しております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

特段9月以降、この事務所においてその事務員さんと直接の打ち合わせをされたりだとか、そういったことはない感じで、全部電話だけで

の対応ということなのでしょうか。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

この間、今回の合意の解決、和解についての案件もそうですし、メルシー for SAYAMAとして大阪狭山市からのご指摘をいただいている部分がございます。それら改善も含めまして、市との打ち合わせも当然ございますので、市との打ち合わせの際には、直接会っていろいろと協議をしております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

ちょっと整理したいんですけども、市を絡めての案件であれば、役所で会うている感じのかな。市民の場合は、メルシーとの打ち合わせであったり弁護士さんとの打ち合わせであったりとかいう部分については事務所となるのか。そのあたり事務所の扱いが、役所の部分ちょっと整理をしておきたいんですけども。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

メルシー for SAYAMAとして、市以外の方々と会うときには、当然、こちらから出向いて先方さんの事務所でお会いするときもありますし、市が絡む場合は、市の一室でお会いさせていただくときもあるでしょうし、ケース・バイ・ケースになっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

そしたら、社長の今の自宅になっている事務所では特段の会合であったり打ち合わせであったり、そういった契約の合意等は行われていないということですか。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

そのとおりでございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

実態はないということなのかな、事務所としての。登記上だけということかしら。

**上谷元忠委員長**

社長。

**古川照人市長**

今申し上げましたように、現事務所内においてそういう事務作業があるかと言われたら、それはございません。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

それでいいのかな。事務所の件はそれでわかりました。了解いたしました。

正常化を今進めていただいているんですけども、もともと共立電気さんであったり、グッドセンターコンサルティングさんであったりというところの企業さんがあって進んできたわけですが、既にそうなっているから、既に実像があるからと言ったらいいんですかね、実態があるから、その実態に沿った正常化を進めてこられたように思うんですけども、それは公平性とか透明性考えたときに、それは本当に公平な取り扱いとして大丈夫なんですか。言うたら、随意契約じゃないですけども、そんな形になってしまっていないのかな。もともとはプロポーザルで始めようみたいな感じでオープンになっていたはずなんですけども、実際に事業進んでしまった後の契約見直しだからということで、1社との占有状態になってしまっている感じなんですけども、そのあたりの公平性の担保とかいうのは、

これはこれで本当に大丈夫なんですか。ちょっとそこは確認しておきたいんですが。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

もともと発注がメルシー for SAYAMA 株式会社でしておりますので、もちろん市で発注すれば、ご指摘のとおり地方自治法に基づいた契約行為という形にはなりますけれども、ご指摘というか、過去にもちょっとお伝えしたかもわかりませんが、メルシー for SAYAMA 株式会社で公募をかけて業者が決まって設置している工事を最終きちとした契約関係に、F I T の事業の中で整理を重ねていった状況が、今、整理をした段階がこの状況でございますので、公平性というか、適正な部分でいくと、市にとってみたら、きちっとその契約形態を整理したと、市の100%出資の会社のしている行為をきちっと整理をしたというイメージです。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

実態に沿っていけばそのとおりの説明なんで、それはそれで理解しているんですよ。理解しているんですけども、100%出資している公的な要素の強いというか、公的なイメージの大きなものですから、それでほんとにいいのかなという懸念というか、心配というところからのご事でしたので、今のちょっとまだ弱いんですが、それはおいておきたいと思います。

きょういただいた総務部資料の1ページになるのかな、F I T法に基づく事業計画認定の一番大もとのところなんですけども、現状が経済産業省、関西電力株式会社と大阪狭山市の契約であるものが、これが経済産業省、関西電力と共立電機製作所との契約になる。これが正常化だと

ということでご報告いただきました。この姿についても、同様に当初から指摘してきたことがようやくこうなるわけなんですけれども、逆にこうなったときに、もともとの大阪狭山市が絡んでいたこの事業は、何度か名義貸しになってしまっているのではないかと指摘をしましたが、そういうことにはならなくて済んだということですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

名義貸しではございません。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

その根拠がちゃんと欲しいんですけども。なぜ断定的にそうですというふうに、正確に答えていただけるとありがたいんですけども。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

もともと、ご承知のとおり、大阪狭山市ため池太陽光発電モデルという名称でスタートしました。当時、固定価格買取制度、単価の高い時代でしたので、認定を早くとらなければいけない。と同時に、工事も早いこと進めていかないとその単価が確保されていないと。それで、メルシー for SAYAMA株式会社というのを立ち上げて、一定その事業を進めていこうと。その収益については、ある程度軌道に乗れば市の事業を補完してという大きな構想を持って進めてきたところでございます。

しかし、いろいろご指摘を受けて、今回の追加提案に基づくいろんな行政財産使用許可というところの整理ができていなかったがために、一定、この辺の整理をするためにきちっとした形に戻していくという状況の中で、FITの法

律改正もございまして、設備の所有者においていろいろ年1回の事業報告とか、今回のあの事故もそうですけれども、ああいう報告事項が結構強化されてきておりまして、実態を考えると、大阪狭山市で事業認定を持っていることが今の現状の法律にそぐわないという状況で、経済産業省のほうにもご相談に行きまして、それでしたら、本来である、設備の所有者であるその方に移すのが当然やろうというところでありましたので、そういう相談事項の中でこういう形で整えていきたいというところに進めていった状態でございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

経済産業省との相談の上でこのように改正されたら問題ないことで、今の報告よろしいですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

経済産業省だけではなくて、監査の指摘も受けましたので、弁護士からの指摘も受けておりますので、あわせて補足させていただきます。

**上谷元忠委員長**

鳥山委員。

**鳥山 健委員**

きょう総務部の資料として、スキームの現状と正常化後のスキーム、また、例えば池尻財産区であれば、大鳥池の使用料について、令和2年の1月から令和5年の12月まで、また、令和6年の1月、令和6年の2月から令和18年の11月の事業終了まで、3つの使用料のことも概略ですけれども提示されました。ということは、これずっとこの事業についてのスキームというものを整理しなあかんよ、要するに契約書も変わるよねという話もしていました。今、井上委

員が言ったように、実情に応じて多分整理を弁護士同士で落としどころをつくってされたんだと思います。

当初の話をぶり返すつもりはありませんけれども、20年間発電量に応じて収入が変わるとか、いろんな話が当初ありました。でも、太陽光発電というのは一定的であろうということで現状のところに落としただろうと思うんですけども、ここまでの数字がもう明確に出てきたのであれば、あした総務ですかね、委員会までにその契約書、契約の内容と、もう一つは、この数字の根拠。令和2年の1月からこの金額になって、令和6年の1月はこうなって、令和6年2月から令和18年の11月まで、これはもう担保される、間違いなく来るという契約書、金額の根拠、先ほどの借入れの話もありました。この借入れを返していくから、多分当初は数字が低くて、返し終わったら、多分満額みたいになっているんだろうと思います。メルシーの分も入っているのかもしれません。そういったものを根拠数字的なものと契約というものをできたら、多分できているはずなんです、これが出されるということがその裏づけとしてあると思うんで、ぜひとも出してほしいなと思います。

今回、このスキームによって、共立電機製作所が地元調整であったりとか施設の維持管理であったりとかというのも見えてくれるとなると、今後というか、今も現状も地域のほうから要望書なんか上がったりしています。こういうことについても、私たちはきちんと対応していきたいと思うんで、できればこのスキームに応じた、今までの、これまでの整理ができたものの根拠資料というものを合わせて出していたければありがたいと思うんですけども、それは可能ですかね。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

今こちらでご準備できるものは全てお配りさせていただきます。

**上谷元忠委員長**

鳥山委員。

**鳥山 健委員**

特に、去年だったかな、台風によって発電した分の売電益が入らなかったじゃないですか。例えば、故障においては保険でやりますよとかというのも契約条項に載っているとか載っていないとかというのでなかなかかちとしたものは僕たちも得られなかったので、今回こういうきちんとスキームが正常化されて、契約書も多分できているはずなんです。できているから数字が出てきているんだと私は思いますんで、できたらそれを見せていただいたほうが、いろんな議論がきちんとみんなに理解できるかなと思いますんで、ぜひともよろしく願いしておきます。

**上谷元忠委員長**

西野委員。

**西野滋胤委員**

すみません、ちょっと関連になるのか、共立電気製作所さんの話が出てきたので、弁護士間でお話のほうは進まれているというところで、先ほどもこの和解等が議会で承認されれば、スキームに沿って正常化が進んでいくということを言われていたかと存じますが、今、弁護士間のお話の中では、もうこの濁り池等も踏まえて、大鳥池等の話が一定まとまれば、もうすぐには、もうこれ全体的にばしんと決まってしまうのか、それとも、また個々の案件として残っていくものがあるのかどうかというのも踏まえて、共立電気と、メルシー for SAYAMAはなくなりますんで、関西電力も踏まえてもうこのスキームで一気に進んでいくのかどうかも教えてください。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

ご指摘のとおり、これを一度に進めていく状況で今準備しております。

**西野滋胤委員**

ありがとうございます。

**上谷元忠委員長**

山本委員。

**山本尚生委員**

台風の話が出たので、ちょっと関連で聞かせてほしいんですけども、これ、保険で直すとおっしゃっていたんですけども、実際どれぐらいかかって、保険がどれぐらいおりたかというのは、もしわかれば。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

相手方の共立に確認したところ、保険ではおりたと報告は受けていますけれども、実際幾ら入ったかとまですみません、相手方の保険のあれなんで、教えてくれませんでした。すみません。

**上谷元忠委員長**

山本委員。

**山本尚生委員**

わかりました。ちょっとお尋ねしたのが、やっぱり最後の貸与期間が過ぎたときの撤退、当然、保険今入らないかんようになっているから入っていると思うんですけども。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

それ、20年後のか。基本的には、撤去という形で考えております。ただ、これまでも契約、地元との中で20年たつ前に置いといてほしいとかいう合意が何かあれば、またそれは協議にな

るのかなというところで考えております。基本は、行政財産の使用ですので、もうその事業が終わりましたら、一応、とってもらおうという前提です。

**上谷元忠委員長**

山本委員。

**山本尚生委員**

今最近変わって、必ずその撤去費用の保険は入るとかないかんというその辺。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

去年ですか、FIT法の法律が変わりまして、撤去費用が、今売電益の、ここでしたら27円の消費税ですけども、その中に含まれているということで、経済産業省のほうが指導ありましたので、その積立金をちゃんと積み立てなさいよという指導はあります。それは、この共立において積み立てていただいているという前提で報告されています。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

それでは、これ、金額、先ほど鳥山委員からもあったけれども、金額上がっている分があったので、使用料に関するところの。上がっている分が、ひよっとしたら撤去の費用とか含まれて上がっているのかなと思ったんですけども、そうではないんですね。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

先ほど説明させていただいたかもわかりませんが、メルシーが今までもらっていた部分を地元に戻配分するという状況で増えるということで、撤去に絡めた部分ではございません。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

了解いたしました。

メルシーの業務契約委託料やったっけ、何かそういう部分が滞っていたじゃないですか。それは、今回この和解によって全てこれまで滞っていた分については、支払い完了しているのでしょうか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

メルシーがこれまでもらっていたのは事業実施者経費と農業振興交付金の2つでありまして、農業振興交付金は、そのまま右から左と言ったら言葉はあれですけども、地元へ流れるお金ですので、変わりなく台風以後もあれですけども、滞っていた分、事業実施者経費につきましては、さきに前受けとして受けていたところのお金に全部充当すると、とまっていた分も全部充当するという形になっております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

そしたら、決算は全然予算と違う決算になってくるね、メルシー社としての。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

先ほど社長もお答えしましたように、全てこういうのが整いましたら、第1期から第4期までの決算の修正は入ります。

**上谷元忠委員長**

北村委員。

**北村栄司委員**

魅力発信の特別委員会としてこのメルシー問題ずっとかかわってきているんですけども、大体正常化の方向性が明確になってきて、解散

までの方向性も明確になっているという現状は、それはそれで皆さんの努力があったというふうには思うんですが、こういう不祥事といいますか、これを二度とやっぱり起こさない仕組みというのは、どうしてもきちんと整えておく必要があるということで、それなりに行政、市当局としての反省であるとか、今後どうしていくのかとかいう点での方向性というのも、これは論議されていると思うんですね。

これ、市長は、やっぱり選挙で選ばれるということがあって、かわっていく可能性十分あるし、市長の思いは何かやっていきたいという思いがありますから、それは当然かなりイニシアチブを発揮する段階で、何もかもがわかっているやればいいですけども、そうはいきませんよね。ただ、いろんな思いがあって、それはやっぱり周りできちんと支えて補佐しながら正常な方向できちんと進めさせるという体制が大事だと思うんですね。

今回の問題もよくよく考えてみれば、発想そのものは悪くなかったのかなと思うんですけども、その進めていく段階でもうさまざまな問題が指摘されているにもかかわらず、それが議会のほうから相当指摘がありましたけれども、それがなかなかどうにもそのことを受け入れて体制を整えるということができなかったと。一番やっぱり市長のもとで近くにいるのは副市長なんですよ。この副市長のかかわり方というのが物すごい大事な問題だったというふうに私は今思っています。

それで、今回はもう2人の体制ということになっておりますので、再びこういう問題は絶対、誰が市長になっても、また、今の古川市長がまた新たな問題やりたいという出てくる可能性もありますけれども、そういうときにもきちんとやっぱりそういう間違いを起こさないようにしていく必要があります。それで、市長はかわり

ますけれども、行政そのものはやっぱりずっと続いていくことがあります。副市長がかわっても体制としては続いていきますので、もうこれをほんとに教訓にすることが大事ですよ。

だから、そういう点で、今、当局としてどういうふうな後を固めていくのか、何らかの方向性とかがあれば、ちょっとお示しいただきたいなど。これは、副市長になるというふうにするんです。市長はいろいろ自由に動くところがありますので、ちょっと副市長に聞いておきたい。

#### 上谷元忠委員長

田中副市長。

#### 田中 斉副市長

北村委員のご質問でございます。

私も今この副市長というポストで、正常化を進めていくリーダーという形でいろんな対応をさせていただいているところでございます。本来、市の事業、施策につきましては、庁議規程のとおり、全部長の合意の上、事業推進をしていくというのが基本原則ではございました。

さらに、新たな事業に取り組む分につきましては、プロジェクトチームという規定もございまして、今、横断的に市の重要施策については、要は市全体で取り組んでいくという部分では以前と変わりございません。ただ、前回は、やっぱり情報の共有不足というところが職員間でもできていなかったというところが、私も一定かかわっている中では大きな課題であったのではないかなというふうには考えておりますので、情報の要は共有あるいは透明性というところをこれからしっかり担っていく必要があるかなというふうに思っています。

新しいプロジェクトにつきましては、市で一定の構想案ができた時点で、やっぱり議会あるいは市民の皆様にも一定公表させていただいた上で、意見をいろいろいただいた上で本当にいいものをつくって大阪狭山市の発展に寄与でき

ればなというふうにも考えていますので、これからの一応施策については、職員誰に聞いてもわかるような体制、情報の要は共有化を図って事業は推進していきたいというふうには考えておりますし、当然、私だけではなく、堀井副市長とも情報の共有はずっと図っておりますので、そういう体制の中で進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

#### 上谷元忠委員長

北村委員。

#### 北村栄司委員

今回の問題も、議会が提案された段階でいろんな意見を言い、いろんな問題点指摘、当初からしてきた経過あるんですよ。ということは、議会としても行政の内容はなかなかつかみにくいところあるけれども、やっぱりおかしいと思うこといっぱいあったから言ってきたわけです。だから、本来であれば、行政の中でこういう問題をおかしいと思っていた人いっぱいいると思うんですよ、現実には。議員でもいっぱい意見言うたわけですから。行政マンがそういうところでおかしいと思いつつも、それに歯どめをかけられなかったというのが、やっぱり反省するべきところだと思うんですよ。そういうふうにおかしいと意見も言った人もいてると思うんですけども、それがもう一蹴されるような形になってきた経過もあると思うんです。そういうことは、だから、ほんとにそうならないようにしていく必要があると。

だから、今回ももっと早く誰かが気がついて、よく論議をして、あかんということはあかんということで歯どめかけておれば、これ、こんなことにはならなかったと思うんです。だから、行政に携わる人は、やはりほんとに市の名誉もかかっていますから、いろんな意味で。対外的にいろんな問題を発信することになっています

し、市民一人一人の幸せというのにほんと責任を持つと。そういう点で、職員の人、市の人たちを市民がほんとに信頼できる内容でなかったらあかんわけですよ。

だから、そういう点で、今回の問題というのは、常々私たちも指摘してきましたけれども、ほんとに教訓にさせていただいて、再びこういうことは絶対に起こさないようにしてもらいたいということは機会あるごとにやっぱり言っとなあかんかなと思いましたが、ちょっとお尋ねをして、また意見としておきたいと思います。

以上です。

#### **上谷元忠委員長**

松井委員。

#### **松井康祐委員**

一番初めから、先ほどの井上委員の議案に対しての中身の追加、あの辺からちょっと自分の中で違和感があったんで、もうこれ、今の北村委員の中の話もあったんで、ちょっとだけ、一つだけ申し上げたら、確かに今回議会として、この2年間の間でこの事業に関して監査請求までしようということまでいった。その中で、それはもう議会として全員で取り組んだ中身やというふうに思うんですけども、その結果、議会から監査請求上げる前に市長みずから要求監査されたと。

ただ、それ以降の動きに関しては、どちらかというと住民監査請求も個人です。住民訴訟も個人なんです。私らは、この委員会の中で何の話していたかという、そういうこともあったんか、そういう事実もあったんか。ただ単にそれだけじゃないですよ。当然いろんなことに対して議論もしてきた中で今の正常化というのはあるかと思うんですけども、だけど、やっぱり、ごめんなさい、熱意あるという言い方をあえてしますが、一部の個人の方の住民監査請求、住民訴訟、それに追隨したのは私は

事実かなというふうに思うんです。だから、今の市側で、当局側のほうで、副市長答弁されたように情報共有もあり、その中でやっていくこと、これからは是正することというのもあるというのも当然事実。

ただ、議会側に振り返って見たときに、今井上委員がおっしゃったように議会としてそこに乗せるべきやと言う前に、自分にうそついてるみたいで嫌やったんですけども、じゃ、私らほんなら何していたか。ここで聞いてただけやんけになってしまえへんかと。じゃ、次のステップで議会のほうも、みずからそこまでやる体制を次とっていかうかというのをこの場で出しとけへんかったらあかんのやないかなというふうに思って、今考えながら、井上委員の一番初めの言葉に対しては、自分の中でああそうやなというふうにはとったんですけども、これ以上深める議論でも何でもないの、もうそこまでとめますけれども、次回、もうこんなことがあっては困りますけれども、お互いにやっぱりその辺切磋琢磨した中で正常化、もちろんもうそれまでに、そうならんような状態をつくらなあかんというのはまた議員各自、私自身もやっぱりその中においておこうかなというふうに思います。もう意見だけで。

#### **上谷元忠委員長**

井上委員。

#### **井上健太郎委員**

ちょっと確認、もう一つさせてください。2ページと3ページでモデル事業のスキームの現状と正常化後の絵が描かれてあるんですけども、グッドセンターコンサルティングが実線から点線に変わっている理由については、もうこの設備の所有とか施設管理、融資その他もろもろは全部共立電気が引き受けることというふうになるから点線で、実際にはもう存在しないと言ったらおかしいけれども、そういう部分がこの

点線というふうな書き方で読めばいいんですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

この点線の意味というのは、今回事業実施者が共立電気になりますので、その中で、同業者というか、グループ会社になっておりますので、ここについてはこういう形になるというところで残しております。今回、正常化に向けての契約書上に出てくるのは、そちらにもお示ししておりますように、事業所との契約書で、後は名義変更の手続、関西電力との売電契約と、それで、後は共立が出てくる中では、大鳥池の発電所につきましては、それぞれ東野、池尻の財産区、岩室財産区、菅生、平尾地区の菅生地区と平尾地区自治会、それで、太満池に関しては大阪狭山市の上下水道部というところにくらわれてきますので、その施設の所有の関係については、本市が絡んでいく契約の中では出てこないというところになりますので、一定こういう形で点線になってはおります。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

実際の書面でもそうやし、契約上とかもそうやし、出てこなくなるからということですよ。右上の大阪狭山市は、事業譲渡契約結んだ後は、これは点線に扱われることになる、出てこなくなるんですか、やっぱり出てくるままなんです。正常化後も右上、大阪狭山市残っていますけれども、事業譲渡の契約結べば、事業譲渡してしまったらもう残らないかなと思うんですが。

**三井雅裕総務部長**

もう残ってこないです。

**井上健太郎委員**

そうすると、実際には、これ、グッドセンターと同じように点線で表記される箱になるので

すかね。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

契約後はそうなりますけれども、今契約前の段階ですので、あえてこういう形で、上とちょっと比較できるような形で実線にはしております。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

契約後は、もうだけ点線になるイメージですよ。

あわせてもう一つだけ。太満池浄水場の発電所と大阪狭山市上下水道部と共立電機製作所に今度変わる賃貸借契約書になっているんですけども、ほかの発電所は全部行政財産使用許可申請、行政財産使用許可あるいは協定となるんですが、ここについては、賃貸借のままでこれは変更しなくて大丈夫なんですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**三井雅裕総務部長**

こちらにつきましては、所管部署にも確認しまして、変わりはないと。賃貸借契約につきましては、菅生、平尾も同じような形になります。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

地区会と自治会さんに関しては賃貸借であるのは行政財産の使用でも何でもありませんからわかるんですが、上下水道については、これは行政財産の目的外使用になると思うんですが、これはそういったところから、行政財産使用許可に関するこの協定等で結び直しをする必要があると思うんですけれども、それはほんとに大丈夫なんですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**高井 悟総務部財政グループ課長**

ちょっとややこしいんですけども、財産の種類でまず判断しなければいけないと思います。太満池の浄水場の対象となる場所というのは、普通財産。行政財産ではないので、普通財産なんで賃貸借契約になります。大鳥池と濁り池は行政財産で目的のあるものなので、その際は、行政財産の使用許可というのを交わして、目的外使用という形で協定結ぶという形になりますので。ですんで、この状態が正しい状態で間違いないです。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

太満池は行政財産じゃなくなっているのか。跡地やから。跡地やから行政財産でない普通財産。跡地はそうなるのか。わかりました。

**上谷元忠委員長**

鳥山委員。

**鳥山 健委員**

太満池浄水場発電所の分ですけども、今これ、上下水道部で賃貸借になるじゃないですか。上水のほうが広域になったときに水道部局が持っている資産はその広域のほうへ持っていくんじゃないですかね。ここは堺か何かに借りていて、売電収益の半分ぐらいは堺に地代として払っていると聞いたんですけども、この分は上水道部で持っているんじゃないですか。広域になったらそれは広域のほうへ持っていくんじゃないですか。

**上谷元忠委員長**

担当。

**能勢 温上下水道部長**

鳥山委員おっしゃるように、全ての資産は大阪広域水道企業団に譲渡されますので、あそこ

の土地についても、全て大阪広域水道企業団に譲渡になります。大阪狭山市上下水道部で契約しておりますので、その権利も全て大阪広域水道企業団に名前が変わりますので、そのまま移譲されるということですから、今年間で約100万円の賃貸借のお金もらっていますけれども、固定資産は半分の50万円払っています。実際には50万円の利益が出ています。その利益についても大阪広域に譲渡されるということになります。

**上谷元忠委員長**

鳥山委員。

**鳥山 健委員**

そうですね、広域に入った場合はそうなりますよね。前までは大きくくくって市に入っていた。100のうちの50は払って、上下水ですよ、大きく見て市には入っていたんだけど、広域となれば、そっくり向こう持っていきますよね。そういうことになりますよね。今の答弁ですよね。

**上谷元忠委員長**

担当。

**能勢 温上下水道部長**

確かにその50万円というのは、今はうちの大阪狭山市の水道会計に入っていますけれども、例えば広域に行ってもその50万円は大阪狭山市の水道企業会計に入りますので、その分は市民の皆様に還元されます。

**鳥山 健委員**

吸い込まれるんじゃないかと。

**能勢 温上下水道部長**

あくまでも今の市の水道事業会計をそのまま引き継ぐだけですので、その50万円が本体のほうに行くということではございません。

**上谷元忠委員長**

鳥山委員。

**鳥山 健委員**

どうもありがとうございます。

**上谷元忠委員長**

井上委員。

**井上健太郎委員**

もう一遍だけな。もう最後、くどいけれども。

最後に副市長から情報の共有と透明性を図っていきたいとお答えいただきました。そういった姿勢を示す意味でも、ここには透明性が感じられへん提案書ですから、改めて意見をしておいて終わりにしたいと思います。考え直してください。

**上谷元忠委員長**

各審議慎重にさせていただきました。あすも総務文教委員会でございますので。

その他何かございませんか。まだまだ意見あるかと思えますけれども、以上で質疑を終結したいと思います。その他特にございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、以上で本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時15分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員長